

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度支援員を支えるネットワーク構築事業業務委託

(2) 業務内容

以下ア及びイの業務を実施する。

ア 支援員等ヘルプデスクの設置

支援員等が生活困窮者に対する支援に当たって困難に直面した際に、これを緩和するための助言を行うヘルプデスクを設置する。また、ヘルプデスクで多職種による相談会へ連携が必要と判断された場合は、イの専門職による支援へ誘導する。

なお、ヘルプデスクでの対応を通じてアセスメント方法等のアドバイスも行う。

イ 専門職による支援の実施

司法・医療・福祉の専門職による相談会を開催し、支援員等が生活困窮者の課題を専門職に相談し、専門職の助言を受けることのできる相談会を実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、3,615,000円(消費税等を含む。)を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-2326

Eメール chifuku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 選定事務実施要綱、仕様書及び審査基準の配布

ア 配布日時

令和7年2月25日(火)から同年3月6日(木)まで

イ 配布場所

静岡県地域福祉課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shakaifukushi/seikatsuhogo/index.html>)

(3) 参加意思表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加意思表明書(選定事務実施要綱様式第1号)を提出すること。

ア 提出期限

令和7年3月6日(木)午後5時必着

イ 提出方法

上記6(1)にPDF形式にて電子メールで提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

詳細は選定事務実施要綱による。

イ 提出期限

令和7年3月12日(水)午後5時(必着)

ウ 提出方法

上記6(1)に書留郵便又は持参により提出すること。

(5) 提出書類による企画提案の説明

ア 日時

令和7年3月14日(金)の指定した時間

イ 場所

静岡県庁別館20階第1会議室A

ウ 詳細な時間については、応募者に対して通知する。

7 その他

- (1) 本企画提案による契約は、当該業務に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は選定事務実施要綱、仕様書、審査基準による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 次に掲げる事項に該当する場合は、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、又は指示した事項に違反した場合

イ 静岡県職員又は本企画提案に関係ある者と本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

- (6) 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）

イ 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別に示す様式）の写し

- (7) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。